



# 宮 崎 県 公 報

令和6年7月2日(火曜日)号外 第25号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 64,800円

## 目 次

### 規 則

- 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課) 1
- 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する

- 規則……………(会計課) 2
- 企業局企業管理規程
  - 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程…………… 5
- 教育委員会規則
  - 宮崎県プール管理規則…………… 7
  - 陸上競技場等管理規則……………19

## 規 則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第35号

#### 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成16年宮崎県規則第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	(災害応急作業等手当の支給要件等)
	第6条 条例第19条第1項第4号に規定する知事が認める作業は、次に掲げるもの(応急的に行うものに限る。)とする。
	(1) 国及び地方公共団体等から派遣要請を受けて異常な自然現象により重大な災害が発生した地方公共団体の地域で行う作業
	(2) 前号に掲げる作業に準ずる作業
	2 条例第19条第2項に規定する知事が定める災害は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され、又は災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害であって暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発若しくは大規模な火事による災害、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づく原子力災害対策本部が設置された災害その他これらに相当する災害とする。
	3 条例第19条第2項第4号に規定する知事が定める額は、次に掲げる額とする。
	(1) 条例第19条第1項第1号に掲げる作業のうち巡回監視及び同項第3号に掲げる作業に相当する作業 710円
	(2) 前号に掲げる作業以外のもの 1,080円
	4 条例第19条第3項第2号に規定する知事が著しく危険であると認める区域は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域(当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。)であって、当該災害の状況、作業の具体的内容等の事情を考慮して知事が認めるものとする。

<p>(支給日の特例)</p> <p>第6条 特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数等が確認できない場合等で、特殊勤務手当を条例第21条本文の規定による支給日において支給できないときは、その日後において支給することができる。</p> <p>第7条 [略]</p>	<p>(支給日の特例)</p> <p>第7条 特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数等が確認できない場合等で、特殊勤務手当を条例第22条本文の規定による支給日において支給できないときは、その日後において支給することができる。</p> <p>第8条 [略]</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第6条第1項、第3項及び第4項の規定は、令和6年1月19日から適用する。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第36号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する

改正前	改正後
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）
1 [略]	1 [略]
2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(365) [略]	2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(365) [略]
(366)～(608) [略]	<u>(365)の2 大麻草採取栽培者免許申請手数料</u> (366)～(608) [略]
3～7 [略]	3～7 [略]

別記様式第14号を次のように改める。

様式第14号 (第16条関係)

## 収入証紙売りさばき手数料交付請求書

金 円也

ただし、下記のとおり

記

年 月 日購入に係る収入証紙 枚購入金額 円也に対する  $\frac{3.3}{100}$  の売  
りさばき手数料相当額を上記のとおり交付して下さるよう請求します。

年 月 日

〇〇県税・総務事務所長  
西 白 杵 支 庁 長

殿

収入証紙売りさばき人

住 所

氏 名

## 口座振替申出表示

金融機関名	銀行	支店
預金の種類	普通	当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義	-----	

(調定 号)

別記様式第15号を次のように改める。

様式第15号 (第17条関係)

収入証紙買戻し請求書			
種 類	枚 数	額 面 額	備 考
1 円券			
5 円券			
10 円券			
30 円券			
50 円券			
100 円券			
200 円券			
300 円券			
500 円券			
1,000 円券			
2,000 円券			
3,000 円券			
5,000 円券			
10,000 円券			
30,000 円券			
合 計			

宮崎県収入証紙売りさばき業務を廃止しましたので、上記の収入証紙を買戻しく  
 ださいよう証紙を添えて請求します。  
 年 月 日

〇〇県税・総務事務所長 殿  
 西 白 杵 支 庁 長

収入証紙売りさばき人  
 住 所  
 氏 名

口座振替申出表示

金融機関名	銀行	支店
預金の種類	普通	当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

注 1 歳入払戻しの手続をとること。  
 2 収入証紙出納 (原) 簿 (別記様式第 2 号) の「払出」の欄に朱書し、証紙の戻入をなすこと。

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県収入証紙条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

## 企業局企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和6年7月2日

宮崎県企業局長 松 浦 直 康

## 宮崎県企業局企業管理規程第4号

## 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和35年宮崎県企業局企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2～9 [略]</p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>災害応急作業等手当</u></p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 <u>災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したとき、従事日数に応じて支給する。</u></p> <p>(1) <u>異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において次に掲げる現場で行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）</u></p> <p><u>ア 河川の堤防等</u></p> <p><u>イ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定により通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺</u></p> <p><u>ウ 港湾施設等</u></p> <p>(2) <u>噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定により居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定により設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業</u></p> <p>(3) <u>異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定により災害対策本部が設置された地方公共団体の地域で行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる作業に相当すると管理者が認める作業</u></p> <p>11 <u>前項の手当の額は、従事した1日につき、次の各号に掲げる区</u> <u>分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として管理者が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる作業 作業の種類に応じて次に定める額</u></p> <p><u>ア 巡回監視 710円</u></p> <p><u>イ 応急作業等 1,080円</u></p>

<p>10 [略]</p> <p>附 則</p>	<p>(2) 前項第2号に掲げる作業 1,080円</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる作業 710円</p> <p>(4) 前項第4号に掲げる作業 1,080円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて管理者が定める額</p> <p>12 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第10項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第10項第1号、第2号又は第4号に掲げる作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項に定める額に当該額の100分の50に相当する額を加算した額</p> <p>(2) 第10項第1号、第2号又は第4号に掲げる作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が管理者が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額に当該額の100分の100に相当する額を加算した額</p> <p>(3) 第10項第3号に掲げる作業又は同項第4号に掲げる作業のうち同項第3号に掲げる作業に相当する作業が深夜において行われた場合 前項に定める額に当該額の100分の50に相当する額を加算した額</p> <p>13 第10項の手当の額は、職員が、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。）に対処するため、第10項各号に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において管理者が定める期間以上従事した場合にあっては、第11項各号に定める額に、当該額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において管理者が定める額を加算した額とする。</p> <p>14 第10項から第13項までの規定にかかわらず、職員が、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言があった場合において、次に掲げる作業に従事したときは、従事日数に応じて災害応急作業等手当を支給する。</p> <p>(1) 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち知事が定めるもの（以下「特定原子力事業所」という。）の原子炉建屋（知事が定める建屋に限る。）内で行う作業</p> <p>(2) 特定原子力事業所の敷地内で行う作業（前号に掲げる作業を除く。）</p> <p>(3) 特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項に規定する原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して知事が定める区域で行う作業（前2号に掲げる作業を除く。）</p> <p>15 前項の手当の額は、従事した1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる作業 40,000円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて管理者が定める額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる作業 20,000円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて管理者が定める額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる作業 10,000円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて管理者が定める額</p> <p>16 [略]</p>
--------------------------	--

この企業管理規程は、公表の日から施行する。ただし、この企業管理規程による改正後の企業職員の給与に関する規程第3条第10項第4号、第11項第4号及び第12項（第10項第4号に掲げる作業に係る部分に限る。）の規定は、令和6年1月19日から適用する。

## 教育委員会規則

宮崎県プール管理規則をここに公布する。

令和6年7月2日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

## 宮崎県教育委員会規則第8号

## 宮崎県プール管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育関係の公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第36号。以下「条例」という。)第7条において準用する公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第7条及び条例第8条の規定に基づき、宮崎県プール(以下「プール」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 プールの施設又は設備(以下「プール施設等」という。)を利用しようとする者(以下「申込者」という。)は、宮崎県プール施設等利用申込書(別記様式第1号)を宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。ただし、50mプール、25mプール、トレーニング室若しくは屋内クライミングウォールを個人が利用する場合又は駐車場を利用する場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、申込者は電子情報処理組織(県の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用してプール施設等の利用の申込みをするときは、当該申込みをもって前項に規定する書面による申込みに代えることができる。

(利用の許可)

第3条 所長は、利用の申込みがあった場合において、利用の許可をするときは、申込者に宮崎県プール施設等利用許可書(別記様式第2号)を交付するものとし、利用の許可をしないときは、申込者に宮崎県プール施設等利用不許可通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、所長は、前条第2項の規定による利用の申込みがあった場合において、利用の許可をするとき又は利用の許可をしないときは、電子情報処理組織を使用して申込者に通知することができる。

3 所長は、必要があると認めるときは、前2項の利用の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第4条 所長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、プール施設等の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) プールを損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 宮崎県プール施設等利用申込書の記載内容に偽りがあるとき。
- (5) その他プールの管理運営上支障があると認められるとき。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用を許可された者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された利用の目的又は条件に違反しないこと。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。
- (3) プールを損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) その他法令、条例、規則等及び所長の指示に従うこと。

(利用許可の取消し等)

第6条 所長は、利用者が前条の規定に違反したときは、プール施設等の利用の許可を取り消し、利用を中止させ、入館を拒否し、又は退去を命ずることができる。

2 前項の取消し等によって利用者に損害が生じて、県はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(利用許可の取消しの申出)

第7条 利用者が利用の許可の取消しの申出をするときは、宮崎県プール施設等利用許可取消申出書(別記様式第4号)を所長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用者は、電子情報処理組織を使用して利用の許可の取消しの申出をするときは、当該申出をもって前項に規定する書面による申出に代えることができる。

3 所長は、前2項の規定による利用の許可の取消しの申出があったときは、当該申出に係る利用の許可を取り消し、その旨を当該利用者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第8条 教育関係使用料及び手数料徴収条例(平成13年宮崎県条例第23号。以下「使用料条例」という。)第5条ただし書の規定により使

用료를還付する場合の当該還付の額は、既納使用料の全額とする。

2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（別記様式第5号）を所長に提出しなければならない。

（利用の制限）

第9条 所長は、必要があると認めるときは、プールの利用を制限することができる。

（利用時間）

第10条 プール施設等の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に利用時間を変更することができる。

（休館日）

第11条 プールの休館日は、12月29日から翌年の1月3日まで及び毎月第1火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）とする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

（指定管理者による管理の場合の読替）

第12条 条例第4条の規定によりプールの管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条から第7条まで及び第9条から第11条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第2条	宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長（以下「所長」という。）	指定管理者
第3条から第7条まで及び第9条	所長	指定管理者
第10条及び第11条	所長は、必要があると認めるときは	指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ所長の承認を得て

（使用料等の支払）

第13条 指定管理者による管理の場合は、利用者は、当該指定管理者にプール施設等の使用料（使用料条例第2条に規定する使用料をいう。）又は利用料金（条例第6条に規定する利用料金をいう。）を支払わなければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第14条 条例第5条第1項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第6号）によるものとする。

2 条例第5条第1項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、規約又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- (3) 教育委員会が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
- (4) 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

（指定管理者の指定の基準）

第15条 条例第5条第3項第4号の教育委員会規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 関係機関及び競技団体との連携が確保されること。
- (2) 緊急時における危機管理体制が確保されていること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める基準

（指定管理者が行う業務）

第16条 条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の3第3号の教育委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 関係機関及び競技団体との連絡調整に関する業務
- (2) 緊急時の対応に関する業務
- (3) その他教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の管理の基準）

第17条 条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の4の教育委員会規則で定める管理の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正なプールの運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) その他教育委員会が必要と認める基準

（利用料金の承認）

第18条 指定管理者は、利用料金について条例第6条第3項に規定する教育委員会の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（別記様式第7号）に歳入歳出見込書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（利用料金の減額等）

第19条 条例第6条第4項の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他特別の事情による利用で教育委員会が特に必要と認める場合
- (2) 指定管理者が特別の事情があると認める場合において、あらかじめ教育委員会の承認を受けたとき。



(3) その他教育委員会が別に定める基準

(協定書の締結)

第20条 教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の3各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に関し必要な事項

(2) 第17条各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項

(3) 指定管理業務の事業報告に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、プールの管理運営の適正を期するために必要な事項

(事業報告書等の提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) プールの指定管理業務に関する事業報告書

(2) 決算に関する書類

(3) その他教育委員会が必要と認める書類

(原状回復)

第22条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により教育委員会が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、プールを速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第23条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、プールの管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例（令和6年宮崎県条例第40号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用許可及び指定管理者の指定に関し必要な手続その他プールを供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表面)

宮 崎 県 プ ー ル 施 設 等 利 用 申 込 書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿  
(指定管理者 代表者 様)

住 所  
電 話

申込者 フリガナ  
氏 名

生年月日 年 月 日

( 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名 )

利用中の責任者氏名

電話

法令、条例、規則等を遵守しますので、次のとおりプール施設等の利用を許可されるよう申し込みます。

1 利用目的	行事名					※ 使用料 (利用料金)
2 利用者区分	1 一般	2 高校生	3 中学生	4 小学生	5 未就学の者	
3 催物の種類	1 アマチュアスポーツ		2 その他			
4 入場料徴収の有無	無		有			
5 利用箇所						
6 利用期日及び利用時間	年 月 日	時 分	～	時 分		
	年 月 日	時 分	～	時 分		
	年 月 日	時 分	～	時 分		
	年 月 日	時 分	～	時 分		円
7 利用設備						円
8 利用器具及び数量						円
※ 9 その他追加額又は減額						円
※ 10 使用料(利用料金)合計額						円
入場予定人員						人
※ 受付年月日	年 月 日	※ 許可年月日	年 月 日	※ 許可番号	第 号	

- 注意事項
- 1 必要事項を記入の上、該当するものを○で囲んでください。
  - 2 利用期日及び利用時間の欄は、準備及び撤去の時間を含めて記入してください。
  - 3 ※印の欄は、記入しないでください。
  - 4 申込者が法人にあつては、別紙「役員名簿」を提出してください。

(裏面)

収 入 証 紙 貼 付 欄

※ 指定管理者による管理の場合は、この欄は不要。

別紙

役 員 名 簿

法人名： \_\_\_\_\_

役職名	(フリガナ) 氏 名	性 別	生年月日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日

(注1) 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記入してください。

(注2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

## 宮 崎 県 プ ー ル 施 設 等 利 用 許 可 書

文 書 番 号  
年 月 日申込者 所在地又は住所  
名称及び代表者氏名

利用中の責任者氏名

電話

次のとおりプール施設等の利用を許可します。

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 印  
(指定管理者 代表者)

1 利用目的	行事名					使用料 (利用料金)
2 利用者区分	1 一般	2 高校生	3 中学生	4 小学生	5 未就学の者	
3 催物の種類	1 アマチュアスポーツ		2 その他			
4 入場料徴収の有無	無		有			
5 利用箇所						円
6 利用期日及び利用時間	年 月 日	時 分	～	時 分		
	年 月 日	時 分	～	時 分		
	年 月 日	時 分	～	時 分		
	年 月 日	時 分	～	時 分		
7 利用設備						円
8 利用器具及び数量						円
9 その他追加額又は減額						円
10 使用料(利用料金)合計額						円
入場予定人員						人
受付年月日	年 月 日					

注意事項 1 施設利用の際、本許可書を係員に提示してください。

2 次の各号のいずれかに違反したときは、利用の許可を取り消し、利用を中止させ、入館を拒否し、退去を命ずることがあります。この場合、利用者に損害が生じても県(指定管理者)は、その責任を負いません。

- (1) 許可された利用の目的又は条件に違反しないこと。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。
- (3) プールを損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) その他法令、条例、規則等及び所長の指示に従うこと。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

宮 崎 県 プ ー ル 施 設 等 利 用 不 許 可 通 知 書

文 書 番 号  
年 月 日

申込者 所在地又は住所  
名称及び代表者氏名

利用中の責任者氏名

電話

次のとおり申込みのあったプール施設等の利用については、下記の理由により許可できませんので通知します。

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 印  
(指定管理者 代表者)

1 利用目的			行事名					
2 利用者区分	1 一般	2 高校生	3 中学生	4 小学生	5 未就学の者			
3 催物の種類	1 アマチュアスポーツ			2 その他				
4 入場料徴収 の有無	無			有				
5 利用箇所								
6 利用期日及び 利用時間	年	月	日	時	分	～	時	分
	年	月	日	時	分	～	時	分
	年	月	日	時	分	～	時	分
	年	月	日	時	分	～	時	分
7 利用設備								
8 利用器具及び 数量								
入場予定人員								人
受付年月日	年	月	日					

記

許可できない 理由	
--------------	--

様式第 4 号 (第 7 条関係)

宮 崎 県 プ ー ル 施 設 等 利 用 許 可 取 消 申 出 書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿  
(指定管理者 代表者 様)

申込者 所在地又は住所  
名称及び代表者氏名

利用中の責任者氏名

電話

年 月 日付け第 号で許可のあったプール施設等の利用を中止したいので、宮崎県プー  
ル管理規則第 7 条の規定により、次のとおり申し出ます。

取消しの申出をする 理 由	
備 考	

添付書類

宮崎県プール施設等利用許可書の写し

様式第 5 号（第 8 条関係）

使 用 料 還 付 請 求 書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿

住所  
申請者 電話  
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付け第 号で許可のあつたプールの施設の使用料の還付を受けたいので、宮崎県プール管理規則第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

還付請求理由			
既納の使用料	納付日	年 月 日	
	納付額		円
還付請求額			円
備 考			

添付資料

- 1 書面により許可の取消しがあつた場合においては、当該書面
- 2 使用料を納付したことを証する書面

口座振込申出書		
	振込先金融機関名	銀行 支店
振 込 口 座	預金の種類	普通・当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	



様式第 6 号 (第14条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

所在地  
申請者 団体名  
代表者氏名

宮崎県プールの指定管理者の指定を受けたいので、教育関係の公の施設に関する条例第 5 条第 1 項の規定により申請します。

(添付書類)

様式第 7 号（第 18 条関係）

利 用 料 金 承 認 申 請 書

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

指定管理者 所在地  
名称  
代表者氏名

宮崎県プールの利用料金を定めたので、教育関係の公の施設に関する条例第 6 条第 3 項の規定により承認を申請します。

申請する利用料金	区 分	
	単 位	
	金 額	
	備 考	

陸上競技場等管理規則をここに公布する。

令和6年7月2日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

#### 宮崎県教育委員会規則第9号

##### 陸上競技場等管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育関係の公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第36号。以下「条例」という。)第7条において準用する公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第7条及び条例第8条の規定に基づき、宮崎県山之口陸上競技場及び宮崎県山之口投てき練習場(以下「陸上競技場等」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 陸上競技場等の施設又は設備(以下「陸上競技場施設等」という。)を利用しようとする者(以下「申込者」という。)は、陸上競技場施設等利用申込書(別記様式第1号)を宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。ただし、トレーニングルームを個人が利用する場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、申込者は電子情報処理組織(県の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して陸上競技場施設等の利用の申込みをするときは、当該申込みをもって前項に規定する書面による申込みに代えることができる。

(利用の許可)

第3条 所長は、利用の申込みがあった場合において、利用の許可をするときは、申込者に陸上競技場施設等利用許可書(別記様式第2号)を交付するものとし、利用の許可をしないときは、申込者に陸上競技場施設等利用不許可通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、所長は、前条第2項の規定による利用の申込みがあった場合において、利用の許可をするとき又は利用の許可をしないときは、電子情報処理組織を使用して申込者に通知することができる。

3 所長は、必要があると認めるときは、前2項の利用の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第4条 所長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、陸上競技場施設等の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 陸上競技場等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 陸上競技場施設等利用申込書の記載内容に偽りがあるとき。
- (5) その他陸上競技場等の管理運営上支障があると認められるとき。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用を許可された者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された利用の目的又は条件に違反しないこと。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 陸上競技場等を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) その他法令、条例、規則等及び所長の指示に従うこと。

(利用許可の取消し等)

第6条 所長は、利用者が前条の規定に違反したときは、陸上競技場施設等の利用の許可を取り消し、利用を中止させ、入場を拒否し、又は退去を命ずることができる。

2 前項の取消し等によって利用者に損害が生じて、県はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(利用許可の取消しの申出)

第7条 利用者が利用の許可の取消しの申出をするときは、陸上競技場施設等利用許可取消申出書(別記様式第4号)を所長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用者は、電子情報処理組織を使用して利用の許可の取消しの申出をするときは、当該申出をもって前項に規定する書面による申出に代えることができる。

3 所長は、前2項の規定による利用の許可の取消しの申出があったときは、当該申出に係る利用の許可を取り消し、その旨を当該利用者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第8条 教育関係使用料及び手数料徴収条例(平成13年宮崎県条例第23号。以下「使用料条例」という。)第5条ただし書の規定により使用料を還付する場合の当該還付の額は、既納使用料の全額とする。

2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(別記様式第5号)を所長に提出しなければならない。

(利用の制限)

第9条 所長は、必要があると認めるときは、陸上競技場等の利用を制限することができる。

（利用時間）

第10条 陸上競技場施設等の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に利用時間を変更することができる。

（休場日）

第11条 陸上競技場等の休場日は、12月29日から翌年の1月3日まで及び毎月第3水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）とする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

（指定管理者による管理の場合の読替）

第12条 条例第4条の規定により陸上競技場等の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条から第7条まで及び第9条から第11条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第2条	宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長（以下「所長」という。）	指定管理者
第3条から第7条まで及び第9条	所長	指定管理者
第10条及び第11条	所長は、必要があると認めるときは	指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ所長の承認を得て

（使用料等の支払）

第13条 指定管理者による管理の場合、利用者は、当該指定管理者に陸上競技場施設等の使用料（使用料条例第2条に規定する使用料をいう。）又は利用料金（条例第6条に規定する利用料金をいう。）を支払わなければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第14条 条例第5条第1項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第6号）によるものとする。

2 条例第5条第1項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、規約又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- (3) 教育委員会が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
- (4) 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

（指定管理者の指定の基準）

第15条 条例第5条第3項第4号の教育委員会規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 関係機関及び競技団体との連携が確保されること。
- (2) 緊急時における危機管理体制が確保されていること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める基準

（指定管理者が行う業務）

第16条 条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の3第3号の教育委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 関係機関及び競技団体との連絡調整に関する業務
- (2) 緊急時の対応に関する業務
- (3) その他教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の管理の基準）

第17条 条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の4の教育委員会規則で定める管理の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な陸上競技場等の運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) その他教育委員会が必要と認める基準

（利用料金の承認）

第18条 指定管理者は、利用料金について条例第6条第3項に規定する教育委員会の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（別記様式第7号）に歳入歳出見込書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（利用料金の減額等）

第19条 条例第6条第4項の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他特別の事情による利用で教育委員会が特に必要と認める場合
- (2) 指定管理者が特別の事情があると認める場合において、あらかじめ教育委員会の承認を受けたとき。
- (3) その他教育委員会が別に定める基準

（協定書の締結）

第20条 教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の3各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に関し必要な事項

(2) 第17条各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項

(3) 指定管理業務の事業報告に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、陸上競技場等の管理運営の適正を期するために必要な事項  
(事業報告書等の提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 陸上競技場等の指定管理業務に関する事業報告書

(2) 決算に関する書類

(3) その他教育委員会が必要と認める書類

(原状回復)

第22条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により教育委員会が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、陸上競技場等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第23条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、陸上競技場等の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例（令和6年宮崎県条例第40号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用許可及び指定管理者の指定に関し必要な手続その他陸上競技場等を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表面)

陸 上 競 技 場 施 設 等 利 用 申 込 書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿  
(指定管理者 代表者 様)

住 所  
電 話

申込者 フリガナ  
氏 名

生年月日 年 月 日

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名 〕

利用中の責任者氏名

電話

法令、条例、規則等を遵守しますので、次のとおり陸上競技場施設等の利用を許可されるよう申し込みます。

1 利用目的	行事名					※ 使用料 (利用料金)
2 利用者区分	1 一般	2 高校生	3 中学生	4 小学生	5 未就学の者	
3 催物の種類	1 アマチュアスポーツ			2 その他		
4 入場料徴収の有無	無			有		
5 利用箇所						
6 利用期日及び利用時間	年 月 日	時 分	～	時 分		
	年 月 日	時 分	～	時 分		
	年 月 日	時 分	～	時 分		
	年 月 日	時 分	～	時 分		円
7 利用設備						円
8 利用器具及び数量						円
※9 その他追加額又は減額						円
※10 使用料(利用料金)合計額						円
入場予定人員						人
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日	※許可番号	号	

- 注意事項
- 1 必要事項を記入の上、該当するものを○で囲んでください。
  - 2 利用期日及び利用時間の欄は、準備及び撤去の時間を含めて記入してください。
  - 3 ※印の欄は、記入しないでください。
  - 4 申込者が法人にあつては、別紙「役員名簿」を提出してください。

(裏面)

収 入 証 紙 貼 付 欄

※ 指定管理者による管理の場合は、この欄は不要。

別紙

役 員 名 簿

法人名： \_\_\_\_\_

役職名	(フリガナ) 氏 名	性 別	生年月日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日

(注1) 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記入してください。

(注2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。



様式第 2 号 (第 3 条関係)

## 陸 上 競 技 場 施 設 等 利 用 許 可 書

文 書 番 号  
年 月 日申込者 所在地又は住所  
名称及び代表者氏名

利用中の責任者氏名

電話

次のとおり陸上競技場施設等の利用を許可します。

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 印  
(指定管理者 代表者)

1 利用目的	行事名					使用料			
2 利用者区分	1 一 般	2 高 校 生	3 中 学 生	4 小 学 生	5 未就学の者				
3 催物の種類	1 アマチュアスポーツ			2 その他					
4 入場料徴収の有無	無			有					
5 利用箇所									
6 利用期日及び利用時間	年	月	日	時	分	～	時	分	
	年	月	日	時	分	～	時	分	
	年	月	日	時	分	～	時	分	
	年	月	日	時	分	～	時	分	円
7 利用設備						円			
8 利用器具及び数量						円			
9 その他追加額又は減額						円			
10 使用料(利用料金)合計額						円			
入場予定人員						人			
受付年月日	年	月	日						

- 注意事項 1 施設利用の際、本許可書を係員に提示してください。
- 2 次の各号のいずれかに違反したときは、利用の許可を取り消し、利用を中止させ、入場を拒否し、退去を命ずることがあります。この場合、利用者に損害が生じても県(指定管理者)は、その責任を負いません。
- (1) 許可された利用の目的又は条件に違反しないこと。
  - (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。
  - (3) 陸上競技場等を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
  - (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
  - (5) その他法令、条例、規則等及び所長の指示に従うこと。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

陸 上 競 技 場 施 設 等 利 用 不 許 可 通 知 書

文 書 番 号  
年 月 日

申込者 所在地又は住所  
名称及び代表者氏名

利用中の責任者氏名

電話

次のとおり申込みのあった陸上競技場施設等の利用については、下記の理由により許可できませんので通知します。

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 印  
(指定管理者 代表者)

1 利用目的					行事名				
2 利用者区分	1 一般	2 高校生	3 中学生	4 小学生	5 未就学の者				
3 催物の種類	1 アマチュアスポーツ				2 その他				
4 入場料徴収 の有無	無				有				
5 利用箇所									
6 利用期日及び 利用時間	年	月	日	時	分	～	時	分	
	年	月	日	時	分	～	時	分	
	年	月	日	時	分	～	時	分	
	年	月	日	時	分	～	時	分	
7 利用設備									
8 利用器具及び 数量									
入場予定人員	人								
受付年月日	年	月	日						

記

許可できない 理由	
--------------	--

様式第 4 号 (第 7 条関係)

陸 上 競 技 場 施 設 等 利 用 許 可 取 消 申 出 書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿  
(指定管理者 代表者 様)

申込者 所在地又は住所  
名称及び代表者氏名

利用中の責任者氏名 電話

年 月 日付け第 号で許可のあった陸上競技場施設等の利用を中止したいので、陸上競技場等管理規則第 7 条の規定により、次のとおり申し出ます。

取消しの申出をする理由	
備 考	

添付書類

陸上競技場施設等利用許可書の写し

様式第 5 号（第 8 条関係）

使用料還付請求書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿

住所  
申請者 電話  
氏名  
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付け第 号で許可のあった陸上競技場等の施設の使用料の還付を受けたいので、陸上競技場等管理規則第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

還付請求理由		
既納の使用料	納付日	年 月 日
	納付額	円
還付請求額	円	
備 考		

添付資料

- 1 書面により許可の取消しがあった場合においては、当該書面
- 2 使用料を納付したことを証する書面

口座振込申出書		
振込先金融機関名	銀行 支店	
振込 預金の種類	普通・当座	
口座 口座番号		
フリガナ		
口座 口座名義		

様式第 6 号 (第14条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

所在地  
申請者 団体名  
代表者氏名

陸上競技場等の指定管理者の指定を受けたいので、教育関係の公の施設に関する条例第 5 条第 1 項の規定により申請します。

(添付書類)

様式第 7 号 (第 18 条関係)

利 用 料 金 承 認 申 請 書

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

指定管理者 所在地  
名称  
代表者氏名

陸上競技場等の利用料金を定めたいので、教育関係の公の施設に関する条例第 6 条第 3 項の規定により承認を申請します。

申請する利用料金	区 分	
	単 位	
	金 額	
	備 考	